

(宛先)新潟市長

移住支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市移住支援金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付申請額・実績報告額

円

3 移住支援金の内容(該当するものに○を付けてください)

単身・世帯	A. 単身	B. 世帯	 B. 世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない) 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数(移住前に妊娠中で、移住後に生まれた子どもも含む)	人
移住支援金の種類	A. 就業	B. 起業		人
	C. テレワーク	D. 関係人口		

4 各種確認事項(該当するものに○を付けてください)

別紙 1 「移住支援金に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙 2 「移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、本市に居住し、かつ就業・起業事業を継続する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(2 人以上の世帯の場合は世帯員全てが)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 関係を有するものでない	B. 関係を有するもの
(就業の場合のみ記載)就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族に該当しない	B. 3 親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載)新潟市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転出元の住所

住所	〒
----	---

6 (東京23区の在勤者に該当した場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の勤務状況

勤務先部署			
住所			
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度	／ 行くことはない ／ その他 ()

8 補助金の振込口座

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他									
				支店 本店	預金種別	普通(総合)	・ 当座	・ 貯蓄	
口座番号									
フリガナ									
口座名義人									

※補助金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

9 添付書類

【必ず必要な書類等】

- ☐ ①写真付き身分証明書の写し
- ☐ ②別紙1 (誓約事項)、別紙2 (個人情報取扱)
- ☐ ③移住元の住民票除票の写し (2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む。転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証するもので、世帯主欄や続柄の欄を省略しない。)
- ☐ ④振込先が確認できる預金通帳の写し (キャッシュカードの写しも可)
- ☐ ⑤新潟市制度用の納税証明書 (申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。)

【場合により必要となる書類】

＜雇用される者として東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた場合＞

- ☐ ⑥東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

＜法人経営者又は個人事業主等で、東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた場合＞

- ☐ ⑦開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）

＜東京圏から東京２３区内の大学に通学し、東京２３区内の企業等へ就職した場合＞

- ☐ ⑧卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

- ☐ ⑨東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

＜就業に関する要件の場合＞

- ☐ ⑩就業先企業等の就業証明書（様式２－１）

＜起業に関する要件の場合＞

- ☐ ⑪起業支援金の交付決定通知書の写し

＜テレワークの要件に該当する場合＞

- ☐ ⑫所属先企業等の就業証明書（様式２－２または２－３）

・【様式２－２】テレワーク（企業就業者用）

・【様式２－３】個人事業主・フリーランス用

＜関係人口の要件に該当する場合＞

- ☐ ⑬関係人口であることを確認する書類（様式２－４または２－５）

・【様式２－４】R7.3.31以前転入者用

・【様式２－５】R7.4.1以降転入者用

- ☐ ⑭農林水産業又は家業への就業を証明する書類

※こういった書類が必要なのは個別にお問い合わせください

＜移住前に妊娠中で移住後に生まれた子どもの子育て加算に該当する場合＞

- ☐ ⑭移住前に発行された母子健康手帳等の写し

- ☐ ⑮出生した子の住民票の写し

移住支援金に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟市及び新潟県から報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金の居住地等その他移住支援金に係る要件をチェックするため、移住支援金の受給者は、移住支援金の申請日から1年経過するごと（最大5年経過するまで）に、新潟市宛に住民票等現住所の分かるものを提示することに同意します。
- 3 以下の場合には、新潟市移住支援金交付要綱第14条又は第15条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (就業の場合)
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (起業の場合)
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新潟市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (テレワークの場合)
 - (6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：半額
 - (関係人口の場合)
 - (7) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：半額

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

移住支援金に係る個人情報の取扱い

新潟市及び新潟県は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟市及び新潟県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟市及び新潟県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。